

平成26年

# 三重県議会定例会会議録

( 2 月 17 日 )  
( 第 2 号 )

第2号  
2月17日



平成26年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 2 号

○平成26年2月17日（月曜日）

---

### 議事日程（第2号）

平成26年2月17日（月）午前10時開議

- 第1 議案第1号から議案第102号まで  
〔提案説明〕
- 第2 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第3 特別委員会廃止の件

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第102号まで
- 日程第2 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第3 特別委員会廃止の件

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生

8	番	大久保	孝	栄
9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	村	林	聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順

36	番	中 森	博 文
37	番	前 野	和 美
38	番	水 谷	隆
39	番	日 沖	正 信
40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	岩 田	隆 嘉
46	番	貝 増	吉 郎
47	番	山 本	勝
48	番	永 田	正 巳
49	番	山 本	教 和
50	番	西 場	信 行
51	番	中 川	正 美
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	青 木	正 晴
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課班長)	上 野	勉
書 記 (議事課主幹)	中 村	晃 康

---

## 会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	石垣英一
副知事	植田隆
危機管理統括監	渡邊信一郎
総務部長	稲垣清文
農林水産部長	橋爪彰男
雇用経済部長	山川進
雇用経済部観光・国際局長	加藤敦央

---

午前10時1分開議

### 開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

### 諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第1号から議案第102号まで並びに報告第1号から報告第18号までは、さきに配付いたしました。

次に、地方自治法第252条の37の規定により、包括外部監査人から監査結果報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、国民保護法の規定により、三重県国民保護計画が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件並びにこれまでに採択いたしました請願のう

ち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

- 議案第1号 平成25年度三重県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第2号 平成25年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第3号 平成26年度三重県一般会計予算
- 議案第4号 平成26年度三重県県債管理特別会計予算
- 議案第5号 平成26年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
- 議案第6号 平成26年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第7号 平成26年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
- 議案第8号 平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第11号 平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第12号 平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第13号 平成26年度三重県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 平成26年度三重県流域下水道事業特別会計予算
- 議案第15号 平成26年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算
- 議案第16号 平成26年度三重県水道事業会計予算
- 議案第17号 平成26年度三重県工業用水道事業会計予算
- 議案第18号 平成26年度三重県電気事業会計予算
- 議案第19号 平成26年度三重県病院事業会計予算
- 議案第20号 三重県農地中間管理事業等推進基金条例案

- 議案第21号 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例案
- 議案第22号 三重県がん対策推進条例案
- 議案第23号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例案
- 議案第24号 三重県中小企業・小規模企業振興条例案
- 議案第25号 三重県いじめ問題対策連絡協議会条例案
- 議案第26号 三重県いじめ対策審議会条例案
- 議案第27号 三重県いじめ調査委員会条例案
- 議案第28号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案
- 議案第29号 公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例案
- 議案第30号 三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第31号 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案
- 議案第32号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第33号 三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第34号 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第35号 三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第36号 三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第37号 三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第38号 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第39号 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

- 議案第40号 三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第41号 三重県税外収入通則条例の一部を改正する条例案
- 議案第42号 行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第43号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第44号 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第45号 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第46号 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第47号 三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第48号 三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第49号 三重県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第50号 三重県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第51号 港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第52号 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第54号 三重県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例案
- 議案第55号 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第56号 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第57号 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第58号 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 議案第59号 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第60号 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第61号 三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第62号 三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第63号 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第64号 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第65号 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
- 議案第66号 三重県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案
- 議案第67号 三重県人権センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第68号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第69号 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第70号 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
- 議案第71号 三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案
- 議案第72号 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
- 議案第73号 三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
- 議案第74号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第75号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
- 議案第76号 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案
- 議案第77号 斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案
- 議案第78号 三重県立美術館条例の一部を改正する条例案
- 議案第79号 三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例案
- 議案第80号 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案

- 議案第81号 三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例案
- 議案第82号 三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案
- 議案第83号 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案
- 議案第84号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第85号 三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例案
- 議案第86号 三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案
- 議案第87号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第88号 三重県公営企業の設定等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第89号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
- 議案第90号 三重県水道供給条例の一部を改正する条例案
- 議案第91号 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
- 議案第92号 三重県庁舎等整備基金条例を廃止する条例案
- 議案第93号 包括外部監査契約について
- 議案第94号 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第95号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第96号 工事請負契約について（桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事）
- 議案第97号 工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター中央監視制御設備改築工事）
- 議案第98号 工事請負契約の変更について（主要地方道一志美杉線（矢頭峠バイパス）道路改良（矢頭峠トンネル（仮称））工事）
- 議案第99号 工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥棟（土木）建設工事）
- 議案第100号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第101号 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画の変更の認可について
- 議案第102号 公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

---

## 議案の上程

○議長（山本 勝） 日程第1、議案第1号から議案第102号までを一括して議題といたします。

## 提案説明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

平成26年定例会2月定例会月会議の議案等の説明に先立ちまして、平成26年度における県政の展開方向などについて説明いたします。

国においては、過去最大規模の95.9兆円となる平成26年度予算政府案が国会に提出されました。この予算は、先般成立した平成25年度補正予算5.5兆円と一体的に編成されたものです。

先月の安倍首相の施政方針演説では、企業の収益を雇用の拡大や所得の上昇につなげ、それが消費の増加を通じてさらなる景気回復につながることで、経済の好循環を実現していくことが表明されました。その好循環が全国各地に広がり、4月の消費税率引き上げによる景気の落ち込みが最小限にとどまることを期待しています。

このような中、三重県経済に持続的な景気回復をもたらし、経済の好循環につなげていくためには、県内企業の大部分を占める中小企業、小規模企業の振興が不可欠であることから、中小企業・小規模企業振興の基本理念や施策の方針を定めた三重県中小企業・小規模企業振興条例案を今定例会月会議に提出したところです。

同条例案では、小規模企業に対する支援、三重県版経営向上計画の認定、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進など、中小企業、小規模企業の特性に応じた支援策や、これらの支援策を推進するための、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置など、三重県独自の施策を盛り

込んでおり、今後、県が先頭に立って、中小企業、小規模企業の振興に取り組んでいきたいと考えています。

雇用対策としては、まず、戦略産業雇用創造プロジェクトを活用して、自動車関連産業において若年者や退職人材の雇用確保と技術の高度化を支援し、平成27年度までに600人の雇用創出を目指します。

また、地域人づくり事業の活用などにより、女性、若者、高齢者、障がい者の雇用拡大や、賃金などの処遇改善につなげていきます。特に、障がい者雇用を県民総参加で推進するため、障がい者の訓練の場としてのカフェ機能、物品の販路拡大につながるアンテナショップ機能、企業と障がい者をつなぐ中間支援機能の場として、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）にステップアップカフェ（仮称）を設置します。

1月9日に発生した三菱マテリアル株式会社四日市工場の爆発事故では、5名の方が亡くなり、13名の方が負傷しました。同工場では過去にも火災や爆発事故が発生しており、今回このような重大な事故が発生したことはまことに遺憾であります。

商業地区及び住居地域に隣接する四日市石油コンビナートでは、一たび事故が発生すると、従業員だけでなく地元住民の安全・安心に大きな影響を与えることから、今回の事故を受けて、法律ごとに異なる指導監督体制の一元化、専門的な事故調査機関の設置、産業保安に関する技術伝承と人材育成について、1月21日に国に対し緊急提言を行いました。

三菱マテリアル株式会社では有識者等で構成する事故調査委員会が設置されましたので、専門的な視点による客観的な調査に基づき、一日も早く事故原因が究明され、再発防止策が徹底されるよう求めています。

三重県では今後も、関係機関と連携の上、事業者に対する指導等、石油コンビナートの安全確保に向けた取組を進めていきます。

米の産地偽装については、株式会社ミタキライス等から提出された改善報告書に対する立入検査を行ってきましたが、その結果、偽装が行われた原因

として、事業者においては、法令遵守意識の欠如、関係法令知識の不足、販売や流通等での点検体制の未整備、違法な行為に異議を言い出せない組織風土が明らかになりました。また、県の課題としては、検査手法の改善の必要性、立入調査での国等との連携不足、関係法令等の周知不足が明らかになりました。

三重県では、米の産地偽装を受け、米穀取扱事業者等を対象としたコンプライアンス研修会を開催するとともに、伝票等による調査に加えて米の品種や原産地を確認するDNA検査等も実施する特別監視指導を行うなど、監視指導の強化に取り組んでいるところです。検査の結果は県ホームページで公表していますが、これまでのところ全て適正となっており、年度内に特別監視指導を完了し、全ての結果を公表していきます。

食材の不適正表示については、立入検査を実施した結果、いわゆる景品表示法に定める優良誤認に該当する、または該当するおそれがあると判断し、2月12日、それぞれの施設を運営する7事業者に対し注意処分を行い、公表しました。今後も再発防止と消費者の食に対する信頼回復を図るため、監視指導体制の充実や景品表示法等の研修の実施など、事業者の法令遵守意識の向上に取り組むとともに、景品表示法改正案の国会提出等を見据え、的確に対応していきます。

このような中、県議会では三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会が設置され、条例の調査検討が進められています。

県では、三重県食の安全・安心確保基本方針及び三重県食の安全・安心確保行動計画の見直しを行うとともに、監視指導の充実や食品関連事業者の法令遵守意識の向上など、再発防止策を実施しているところであり、今後も議会や関係機関と一体となって、食の安全・安心に対する県民の不安解消と一日も早い信頼回復を図っていきたくと考えています。

現在、三重県新地震・津波対策行動計画の策定を進めています。この計画は東日本大震災の経験、教訓を踏まえて策定するもので、災害対応の時間軸を想定して、必要な対策を、災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興

対策として取りまとめます。その中でも、強い揺れや津波への備えと対策、防災意識を防災行動に結びつけるための対策、災害時要援護者や観光客への対策、事前復興対策など、三重県として特に注力すべき取組課題を県民の命を守り抜くための選択・集中テーマとして掲げ、強力で推進していきます。この計画の実施を通じて、防災の日常化を目指します。今後、地震被害想定調査の結果を反映させ、3月中旬に公表します。

農政が転換期を迎える中、生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化をさらに加速し、生産コストを削減していく必要があります。このため、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の借り受け、貸し付け、農地の管理等を行う農地中間管理機構を年度内に設置します。

また、農地転用に係る事務権限の移譲や規制緩和については、昨年、地方分権改革有識者会議等で検討が行われ、権限の移譲について検討を行った上で必要な措置を講ずることや、農業の6次産業化の推進等に向けた規制緩和等が閣議決定されました。これらの動きを踏まえ、全国知事会の地方分権推進特別委員会に農地・農村臨時部会、地方6団体で設置する地方自治確立対策協議会の地方分権改革推進本部に農地制度のあり方に関するプロジェクトチームが設置され、私はそれら二つの組織で、部会長、座長に就任しました。真に守るべき農地については確保した上で、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた土地利用を行うことができるよう、全国知事会の中でしっかり議論するとともに、地方6団体で連携し、国に意見を申し述べ、よりよい農地制度の実現に貢献していきたいと考えています。

平成26年度はみえ県民力ビジョン・行動計画の3年目であり、行動計画に掲げた目標を計画期間の4年間で達成し、県政の諸課題を解決するために重要な1年となります。

さらに、平成26年度は、神宮式年遷宮を経て、次の20年に向けた新たなスタートを切る年です。20年後も三重県が輝き続けるためには、三重県が注目され、県民がにぎわいや三重県人としての誇りを感じている今こそ次の手を

打たなければ逆に危機を迎えることになりかねないとの認識のもと、チャンスを見逃さず、果敢に挑む取組として、「少子化対策 ～希望がかなう三重～」、「グローバル化への対応 ～世界に打って出る三重～」、「三重県のブランド力アップ Ver. 2 ～魅力を発信し続ける三重～」の三つに力を入れていきます。

まず、少子化対策については、全国知事会や少子化危機突破タスクフォースでの活動等を通して少子化対策の財源確保を国に要望してきたところ、今般、地域少子化対策強化交付金が創設されました。三重県では、この財源を有効に活用するため、三重県地域少子化対策強化計画を策定し、新たな対策を講ずることとしています。

具体的には、子ども・思春期、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージごとに、働き方も含めた課題と現場のニーズ等を地方目線、当事者目線で洗い出し、切れ目のない支援を行っていきます。

子ども・思春期では、児童・生徒等を対象とし、発達段階に応じたライフプラン教育を実施します。

結婚では、民間の事業者と連携し、情報提供の仕組みづくりに取り組むとともに、コミュニケーションツールの作成、普及や市町等へのアドバイザー派遣等を行います。

妊娠・出産では、周産期母子医療センターの設備整備や、産後ケア体制の整備等を行います。また、男性不妊も含め、不妊や不育症に悩む夫婦に対しては、経済的負担を軽減するため、治療費の一部助成や国の助成制度への乗せの助成、不育症治療費の助成制度の創設などを行います。

子育てでは、低年齢児保育の充実や、病児・病後児保育の施設整備に対して支援を行います。また、保育士の確保や子育て医師等の就労継続、復職を促進する取組を行うとともに、小児夜間医療・健康電話相談（みえ子ども医療ダイヤル）の深夜帯の時間を延長します。さらに、男性の育児参画の普及を図るため、6月にファザーリング全国フォーラム in みえを開催するほか、イクメンアドバイザーの養成等に取り組めます。

働き方では、若者が安定的に就労でき、女性が働き続けることのできる職場環境の整備促進、マタニティ・ハラスメントのない職場づくり、子育て女性の再就職支援などに取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進します。

これらのほか、少子化対策を支える取組として、三重県少子化対策推進県民会議（仮称）を設置するなど、県民総ぐるみで運動を進めます。また、市町が地域の実情に応じた対策を実施できるよう、県独自で少子化対策市町創意工夫支援交付金を創設します。

こうしたきめ細かな少子化対策を多様な主体と連携して推進するため、新たに子ども・家庭局に少子化対策課を設置します。

次に、グローバル化への対応では、畜産業及び水産業の成長産業化とグローバル人材の育成に取り組めます。

畜産業の成長産業化に向けては、県産牛肉の海外市場調査等による新たな販路の開拓、受精卵移植技術を活用した和牛子牛の生産や新たな鶏肉流通システムの確立による畜産経営の強化、農場HACCP認証制度の手法に基づく衛生管理体制の構築などに取り組めます。

水産業の成長産業化に向けては、多様な担い手の確保、育成に取り組む新たな協議会の設置、水産物の輸出拡大のための戦略の構築、三重県型複合養殖モデルの検討、海女漁業の振興等を進めるとともに、新たな魚食普及活動に取り組めます。

また、関係者が一丸となって、オール三重県で農林水産物や食品の輸出拡大を推進できるよう、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（仮称）を3月に設立し、販路拡大が見込まれる国、地域を対象に、三重県物産展の開催、バイヤーの招聘等に取り組めます。

グローバル人材の育成に向けては、三重の子どもから社会人に至る幅広い世代が、英語力をはじめ、主体性、コミュニケーション力を身につけるとともに、郷土に対する愛着等を育み、グローバル社会で主体的に活躍し、他者とともに生きていく基盤を確立することを目的として、先般、グローバル三

重教育プランを策定しました。

同プランに基づき、児童・生徒が自らの考えを発信し、課題解決に向けて取り組む機会を創出します。また、大学、産業界等との連携による課題設定型学習の実施や多文化共生の促進等により、将来のグローバルリーダーとして主体的に行動する力、他者とともに新しい社会を創造する力の育成に取り組みます。さらに、小学校段階からの英語教育の充実や教員の英語運用力の向上などにより、英語で積極的にコミュニケーションができる力の育成を図ります。

産業人材の育成においては、次世代経営者を主たる対象に、時代認識力を高め、世界潮流を読み解き、グローバルマーケットを見据えて互いに連携しながら展開していくためのネットワークを構築します。

最後に、三重県のブランド力アップ V e r . 2 についてです。

神宮式年遷宮の遷御の儀が行われた平成25年の伊勢神宮参拝者数は史上最高の約1420万人となり、おかげ年である平成26年も引き続き多くの来訪者を期待しています。昨年4月から展開している「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」では、みえ旅パスポートの発給数が年間目標の延べ10万冊を大幅に上回り、2月9日時点で16万5000冊を超えるなど、好調に推移しています。今後も、さらなる誘客促進のための取組を進めていきます。

首都圏営業拠点三重テラスは、月ごとに変動があるものの、多くの来館者を集めています。今後も、市町や商工団体等と一体となった取組に加え、日本橋地区関係者とのネットワークを活用した情報発信や営業活動を展開していきます。

平成25年の三重県における外国人宿泊者数は、9月までの累計で対前年比32%増の約8万3000人となり、特に台湾からの宿泊者数は、対前年比で42%の増となりました。台湾については、昨年2月の台湾ランタンフェスティバルへの出展、5月の日台観光サミットの開催、10月の新北市との観光協定締結等を評価され、三重県は先般、2014台湾観光貢献賞を受賞しました。この

賞は台湾の観光振興に多大な貢献をした団体等に授与されるもので、日本の自治体として2例目となります。これは、長年にわたる県民などによる草の根の活動や、県議会も含めた県を挙げての交流の成果であると考えています。今後も重点的に取り組む国、地域として台湾や東南アジアを対象にしたプロモーションを実施し、外国人観光客を積極的に誘致していきます。

また、本県の特徴ある地域資源や歴史、文化、風土に着目し、三重県の食を生かした産業振興を進めます。食や食文化のコンテンツを掘り起こしブラッシュアップするとともに、国内外への情報発信を行い、食のサミットの開催や、平成27年に開催されるミラノ国際博覧会への出展に向けた調査などに取り組みます。

三重県教育委員会は1月23日に、鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術を全国に先駆けて無形民俗文化財に指定しました。

また、1月24日には、海女漁が続けられている8県で構成する全国海女文化保存・振興会議を設立し、海女漁の存続には文化財保護と水産振興の両面からのアプローチが必要であることを全国に向け発信しました。

さらに、三重県として、国重要無形民俗文化財指定など、海女漁の文化財保護と所得向上に向けた海女漁業振興に対する支援について、2月10日に国に対し要望を行いました。

今後、国重要無形民俗文化財指定への働きかけを強め、国際連合教育科学文化機関、ユネスコの無形文化遺産登録に向けた活動を推進するとともに、漁獲物の高付加価値化やアワビ資源の増大など、海女漁業の振興に取り組んでいきます。

平成26年7月には、熊野古道世界遺産登録10周年を迎えます。

東紀州地域では紀勢自動車道と熊野尾鷲道路の整備が進み、観光客などの交通アクセスの利便性が格段に向上しています。

このチャンスを捉え、伊勢と熊野の二大聖地を結ぶ熊野古道伊勢路を「幸結びの路」とし、多彩な魅力を発信するキャンペーンを地元市町と展開していきます。

また、10周年記念のオープニングイベントや170キロメートル伊勢路踏破ウォークをはじめ各種イベント等を、各市町、関係機関と一体となって切れ目なく実施し、その情報を次々に発信することで、来訪者と観光消費額の増加を図ります。さらに、10年先、20年先の古道の保全を見据えたサポーターズクラブ（仮称）の組織化などにより、熊野古道の価値を次世代に伝えていくための環境整備を進めます。

三重県総合博物館（M i e Mu）を4月19日に開館します。

博物館の展示エリアの入り口では、日本初となるミエゾウの全身復元骨格が皆さんをお待ちしています。また、開館記念の第1弾として、42万点の収蔵資料の中からよりすぐりの逸品を集めた「M i e Mu 発進！」の企画展を行います。

現在、博物館の開館をお知らせするため、M i e Mu のPRに取り組んでいますが、来月には1カ月前キャンペーンを実施し、県民参加型のCMを作成するなど、さらに集中的な広報を展開します。

開館初年度は、企画展を質、量ともに充実し、三重県の魅力をM i e Mu において総合的に発信していきます。

このような平成26年度における県政の展開方向を踏まえた上で、平成26年度当初予算編成の考え方について説明いたします。

平成26年度当初予算は、みえ県民力ビジョン・行動計画の3年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針として編成しました。あわせて、国の好循環実現のための経済対策を活用し、平成25年度2月補正予算と合わせて14カ月予算として一体的に編成しました。

また、極めて深刻な財政状況のもとにあります。将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り臨時財政対策債等を除く県債発行を抑制しつつ、厳しい優先度判断により選択と集中を図ることで、平成26年度三重県経営方針（最終案）に掲げた施策には重点化を図りました。

とりわけ、平成26年度三重県経営方針（最終案）で平成26年度における政

策展開のポイントに位置づけた少子化対策、グローバル化への対応、三重県のブランド力アップ Ver. 2 と、社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組に位置づけた中小企業・小規模企業の振興、県民の命を守る緊急的な取組については、特に注力して取り組んでいきます。

以上のような考え方にに基づき予算編成を行った結果、当初予算の額は、一般会計では前年度当初予算と比べ2.2%増の6900億9941万2000円、特別会計で15.7%減の1532億2062万6000円、企業会計で10.6%増の432億1893万4000円となり、3会計を合わせた予算額は1.0%減の8865億3897万2000円となっています。

また、平成25年度2月補正予算は一般会計で121億9879万円となっており、平成26年度当初予算と合わせた予算額は前年度と比べ0.2%減の7022億9820万2000円となっています。なお、平成26年度当初予算と重複する金額を除いた14カ月の予算ベースでは、前年度と比べ0.5%増の6980億9547万5000円となっています。

このうち、まず、当初予算の一般会計の歳入予算のうち主なものについて説明いたします。

県税収入について、国、地方が取り組んでいる経済政策効果などにより法人の業績が好転しており、法人事業税の増収が見込まれることや、税率引き上げなどにより地方消費税の増収が見込まれることなどから、対前年度7.2%増の2213億2800万円を計上しています。

地方交付税について、国の平成26年度地方財政対策を踏まえ、2.4%増の1384億円を計上しています。

国庫支出金について、地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の減などにより、7.9%減の707億6083万9000円を計上していません。

県債について、臨時財政対策債、公共事業等債の減などにより、1.2%減の1199億4100万円を計上しています。

基金繰入金について、財政調整のための基金からの繰り入れの減などによ

り、10.9%減の348億2709万3000円を計上しています。

なお、平成25年度2月補正予算の歳入予算のうち主なものは、国庫支出金について、緊急雇用創出事業臨時特例交付金で31億873万2000円、森林整備加速化・林業再生事業費補助金で11億8000万円、それぞれ追加するとともに、公共事業関係で25億3785万円を増額するなど、合わせて79億6877万9000円を、県債について、公共事業関係で37億2100万円を、それぞれ増額しています。

次に、平成25年度2月補正予算と平成26年度当初予算を合わせた14カ月予算の主な取組について説明いたします。

少子化対策、グローバル化への対応、三重県のブランド力アップVer.2は、既に述べた取組を着実に推進していきます。

中小企業・小規模企業の振興については、三重県中小企業・小規模企業振興条例案に基づく三重県版経営向上計画を作成する中小企業、小規模企業に対して、そのブラッシュアップ、フォローアップを行うとともに、専門家派遣及び県単融資など必要な支援を、関係機関と連携して迅速かつ的確に実施します。

県民の命を守る緊急的な取組については、防災人材の育成、活用及び交流、さらには、地域、企業への支援、情報の収集、発信等を一層促進するため、地域の総合的な防災・減災対策を担う新たな取組として、三重県と三重大学が中心となり、みえ防災・減災センター（仮称）を設立します。

また、米の産地偽装や食材の不適正表示を踏まえ、食の安全・安心に向けた取組を緊急的に行います。

さらに、児童虐待・いじめ問題などへの対応としては、児童虐待の対応を充実するとともに、市町等から多くの要望をいただいていることなどから、小・中・高等学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置、派遣し、学校の相談体制の充実を図ります。また、犯罪被害から児童・生徒を守るための活動が県内各地域で展開されるよう、全国初の取組として、警察署にチャイルドガーディアンみえを配置します。

公共土木施設の老朽化への対応としては、海岸堤防の脆弱箇所の緊急対策

を目標より1年前倒して平成26年度の完了を目指すとともに、トンネル等の公共土木施設の緊急点検を平成26年度に完了するなど、着実な維持管理の推進を図ります。また、平成23年の紀伊半島大水害や平成25年の台風18号等により被災した施設の復旧や、市町からの要望が多い河川堆積土砂の撤去、再度災害に備えた治水対策を進めます。

次に、14カ月予算に計上しました選択・集中プログラムのうち、これまでに述べた取組以外の主な取組について説明いたします。

一つ目は、緊急課題解決プロジェクトについてであります。

「命を守る緊急減災プロジェクト」として、三重県地域防災計画（風水害等対策編）の見直し及び三重県風水害対策行動計画（仮称）の策定等を行うとともに、三重県石油コンビナート等防災計画の見直しに着手します。また、三重県新地震・津波対策行動計画に基づき、地域の特性や市町の防災・減災対策の進捗状況に応じた支援を行います。さらに、木造住宅や不特定多数が利用する大規模建築物等に対する耐震診断及び耐震改修の支援を行います。

「命と地域を支える道づくりプロジェクト」として、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパス等の幹線道路や、これらにアクセスする道路の整備を進めます。また、紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）及び新宮紀宝道路の整備促進を図るとともに、国に対して、未事業化区間である熊野大泊—紀宝間の早期事業化を働きかけていきます。

「命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト」として、医師修学資金貸与制度の運用等の取組を通じて若手医師等の県内定着を進めるとともに、三重県地域医療支援センターにおいて作成を進めている後期臨床研修プログラムの積極的な活用により医師のキャリアアップを支援します。また、看護師や助産師等の不足の解消のため、修学資金貸与制度の運用を行うとともに、病院内保育所の運営支援及び設置促進などの支援を行います。

さらに、がん検診受診率向上のため、三重大学等と連携して市町の効果的な受診勧奨等の取組を支援するとともに、新たに、企業、団体等と連携した

がん対策の普及啓発や、小学校等におけるがん教育の指導内容の検討を行います。

「働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト」として、自動車関連産業における若年者等の雇用確保や、中小企業、小規模企業の技術の高度化などを総合的に支援します。また、子育て女性の再就職支援、新卒未就職者や非正規雇用の若者に対する就職支援を行うとともに、民間の就職支援機関等と連携し長期インターンシップを実施し、失業者の継続的な雇用につなげます。

「家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト」として、関係者が参加する地域別懇談会や、子どもと大人がともにつくり上げるフェスティバルを開催します。また、子ども・子育て支援事業支援計画と少子化対策を含む三重県次世代育成支援行動計画等を一体化した計画を策定します。さらに、里親委託の推進や児童養護施設の小規模ケア化等の促進を図るとともに、新たに県の家庭的養護推進計画を策定します。

「『共に生きる』社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト」として、障がい者の工賃向上を図るため、福祉事業所の経営改善等の取組を進めるとともに、共同受注窓口において受注の仲介、販路開拓等を行い、一層の受注拡大につなげます。また、新たな就労形態である社会的事業所の創業と安定的な運営に向けた支援を行います。さらに、ステップアップカフェ（仮称）を整備し、誰もが働きやすい環境整備に取り組みます。

「三重の食を拓く『みえフードイノベーション』～もうかる農林水産業の展開プロジェクト」として、全国の有名百貨店と協力して観光物産展を開催する平成おかげ参りプロジェクトを実施します。また、輸出支援組織を設置し、三重県物産展の開催や展示商談会への参加など、海外への販路開拓を支援するとともに、意欲ある事業者のネットワーク化、商品開発プロジェクトの創出に総合的に取り組みます。

「日本をリードする『メイド・イン・三重』～ものづくり推進プロジェクト」として、国際競争力のある外資系企業の誘致に向け、大使館や関係機関とのネットワークを利用した情報受発信を強化するとともに、外資系企業誘

致セミナーや海外ミッションの機会を活用したトップセールスを行うなど、積極的な誘致活動を展開します。

また、拡大するアジア市場などの獲得、参入を促進するため、海外ビジネスサポートデスクの有効活用を図るとともに、新たに官民一体となった協議会を設置し、県内中小企業・小規模企業の海外展開を支援します。

「暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」として、地域リーダーの確保、育成や侵入防止柵の整備促進を行うほか、獣害対策カルテを活用して獣害に強い地域づくりを進めます。また、大量捕獲わな等の普及や捕獲技術の向上などに取り組みます。さらに、獣肉等の需要を拡大するため、新商品開発、首都圏での販売促進などに取り組みむとともに、みえジビエ登録制度の普及や取扱店舗の拡大に取り組みます。

「地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト」として、産業廃棄物が不適正処理された事案のうち、桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山の4事案について、国の支援を得て、行政代執行による恒久対策を進めます。

二つ目は、新しい豊かさ協創プロジェクトについてであります。

「未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト」として、全国学力・学習状況調査問題を学校全体で活用するとともに、学力向上推進監を新設し、市町教育委員会と連携しながら、新たに作成する三重県到達度テスト（仮称）を学期ごとに実施し、その結果分析をもとに、各学校において授業改善に取り組みます。また、課題を抱える市町教育委員会や学校に対して学力向上アドバイザーを派遣するなど、重点的な支援を行います。土曜日の授業を推進するため、カリキュラム開発や外部人材等の活用を支援するとともに、その成果の普及を図ります。

「夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト」として、平成30年全国高等学校総合体育大会や平成33年国民体育大会に向けた競技力向上を図るため、ジュニア選手の発掘、育成、高等学校運動部の強化指定の拡充、スポーツ少年団や中高運動部の指導者の資質を向上させるための研修会等を実施するこ

とに加え、新たに全国大会で活躍が期待できる中学校運動部の強化指定を行います。

「スマートライフ推進協創プロジェクト」として、みえスマートライフ推進協議会を核に、新たなビジネスモデルの具体化を図ります。

また、みえICTを活用した産業活性化推進協議会を運営し、自治体、住民、観光客等からもたらされる情報であるビッグデータ等を活用し、ビジネスモデルの創出に向けた取組を推進します。

「世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト」として、効果的な情報発信に努めるほか、昇龍道プロジェクト推進協議会など、広域の協議会等とも連携した取組を行います。また、障がい者、高齢者など、移動に困難を伴う方が旅行時に必要な情報を広く発信するとともに、地域におけるコンシェルジュ機能を向上させ、日本一のバリアフリー観光県を目指します。

「県民力を高める絆づくり協創プロジェクト」として、三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画（仮称）に基づき、多くの県民の皆さんと連携した教育及び知識の普及啓発や、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症の受診促進等に取り組みます。また、「美し国おこし・三重」について、引き続きパートナーグループの活動のさらなる磨き上げを行うとともに、県民力拡大プロジェクトとして、縁博みえ2014を4月から11月に、三重県民大縁会を11月に実施します。

三つ目は、南部地域活性化プログラムについてであります。

南部地域活性化基金を活用して、移住、交流、集落支援、人材育成、観光誘客等の取組を進めるとともに、熊野古道世界遺産登録10周年関連の取組を、市町、地域と一体となって実施します。

次に、新たな仕組みの構築など諸課題への的確な対応についてであります。

スポーツの推進については、平成33年国民体育大会に向け、国内トップアスリートを指導者として競技団体へ派遣するなど、選手強化を図ります。

平成30年全国高等学校総合体育大会の開催準備を行うとともに、県外のトップコーチやトップチーム等を招聘し、大会で主力となる現在の中学生に

対する競技力向上及び指導者の育成を図ります。また、吉田沙保里選手に続くジュニア選手の育成を図るため、世界大会14連覇の偉業を記念した賞を新たに創設し、今後の活躍が期待できる県内外のジュニアアスリートに対し表彰を行います。

4月に導入するみえ森と緑の県民税については、税収を全額みえ森と緑の県民税基金に積み立てるとともに、この基金を活用し、溪流沿いの樹木の伐採等による災害に強い森林づくり、森林環境教育の指導者育成、市町が地域の実情に応じた森林づくりを展開するための交付金の交付、第三者評価委員会の運営、税の賦課徴収に係る市町の導入準備経費への支援等を行います。

次に、今回提案しています予算以外の議案は、条例案73件、その他議案10件の合計83件であります。その概要について説明いたします。

基金に関し、議案第20号は、三重県農地中間管理事業等推進基金を設置するもので、議案第33号及び第35号から第39号までは、基金の設置目的を達成するための事業の追加や実施期間の延長等に鑑み規定を整備するもので、議案第34号は、基金の拠出率の割合について改正を行うとともに、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定等に鑑み規定を整備するもので、議案第40号及び第62号は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定等に鑑み規定を整備するもので、議案第92号は、三重県庁舎等整備基金条例を廃止するものです。

議案第21号は、県が有する債権の管理及び私債権の徴収に関し必要な事項について定めることにより、債権の管理の一層の適正化を図る条例を制定するものです。

議案第22号は、がん対策の一層の充実を図るため、基本理念を定め、県の責務並びに市町、県民、保健医療関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん医療の充実その他がん対策に関する施策の基本となる事項を定める条例を制定するものです。

議案第23号は、地方税法の規定により、住民の福祉の増進に寄与する寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるものです。

議案第24号は、三重県中小企業・小規模企業振興条例を制定するものです。

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、議案第25号は、三重県いじめ問題対策連絡協議会を設置し、議案第26号は、教育委員会の附属機関として三重県いじめ対策審議会を設置し、議案第27号は、知事の附属機関として三重県いじめ調査委員会を設置するものです。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の一部改正に鑑み、県に納付する財産等に関する規定を整備するため、議案第28号は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例の全部を改正し、議案第29号は、公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例の全部を改正するものです。

消費税法等の一部改正等に伴い、議案第30号、第63号、第64号、第69号及び第79号から第86号までは県有施設等の利用に係る料金の額を、議案第48号は流水占用料等の額を、議案第50号は占用料及び土砂採取料の額を、それぞれ改定するものです。議案第31号、第67号、第76号から第78号まで及び第87号は県有施設等の利用に係る料金の額を、議案第46号は道路使用料等の額を、議案第49号は占用料及び土砂採取料の額を、議案第51号は占用料及び土砂採取料の額を、議案第73号は下水道に係る公園等の施設等の使用料の額をそれぞれ改定し、及び議案第42号は、使用料の算定についての規定を整理するとともに、それぞれ三重県税外収入通則条例の一部改正等に伴い、規定を整備または整理するものです。議案第47号は、占用料の額を改定するとともに、道路法施行令の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。議案第70号は、卸売金額等を改定するとともに、三重県暴力団排除条例に基づく暴力団等に対する利益供与禁止を明確にする等規定を整備するものです。議案第71号は漁港施設利用料等の額を、議案第72号は都市公園の施設等の使用料等の額をそれぞれ改定するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。議案第89号は使用料及び手数料についての規定を整備し、並びに議案第90号は給水に係る料金の額を、議案第91号は工業用水の

料金の額を改定するとともに、それぞれ三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定に鑑み、規定を整備するものです。

議案第43号は、消費税法等の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、手数料の追加及び額の改定を行うもので、議案第44号は、試験研究機関における試験項目の見直しに伴い、一部の手数料を廃止し、試験等に要する費用及び消費税法等の一部改正に鑑み、試験等の手数料の額を改定するもので、議案第45号は、消費税法等の一部改正、家畜の検査手法の見直し及び予防注射の試薬価格の改定に伴い、手数料の規定を整備するもので、議案第52号は、道路交通法等の一部改正に伴い、規定を整理し、消費税法等の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、駐車監視員資格者講習手数料の額を改定するもので、それぞれ三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。

議案第32号及び第74号は、定数の見直し等に伴い、職員の定数等について、それぞれ改正するものです。

議案第41号は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の制定等に鑑み、規定を整備するものです。

議案第53号は、三重県税外収入通則条例の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。

議案第54号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による関係法律の一部改正に伴い規定を整理するもので、議案第61号及び第66号は、同法律による関係法律の一部改正に鑑み規定を整備するものです。

議案第55号及び第57号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものです。

議案第56号及び第58号から第60号までは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

議案第65号及び第68号は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律による刑法の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

議案第75号は、関係法律の一部改正に鑑み、授業料に関する規定を整備するとともに、三重県税外収入通則条例の一部改正に伴い、並びに県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、規定を整備するものです。

議案第88号は、宮川第一発電所、宮川第二発電所及び蓮発電所の譲渡並びに地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

議案第93号は、包括外部監査契約を締結しようとするものです。

議案第94号及び第95号は、県の行う建設事業の経費に関し、関係市町に負担を求めようとするものです。

議案第96号から第99号までは、工事請負契約を締結または変更しようとするものです。

議案第100号は、損害賠償の額の決定及び和解をしようとするものです。

消費税法等の一部改正に伴い、議案第101号は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画の変更を認可しようとするもので、議案第102号は、公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更を認可しようとするものです。

以上で諸提案の説明を終わり、次に、報告事項について説明いたします。

報告第1号から第17号までは、議会の委任による専決処分をしましたので報告するものです。

報告第18号は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの常勤職員の数について、関係法律に基づき報告するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

## 特 別 委 員 長 報 告

○議長（山本 勝） 日程第2、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議

題といたします。

本件に関し、「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員会から調査の経過と結果について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。笹井健司「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員長。

〔笹井健司「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員長  
登壇〕

### ○「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員長（笹井健司）

「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

平成25年は20年に1度の神宮式年遷宮の年であり、5月には日台観光サミットが開かれました。また、今年は熊野古道世界遺産登録10周年を迎えるなど、三重県は今、国内のみならず世界からも大きな注目を浴びている時期にあります。

このような中、本委員会は、神宮式年遷宮や首都圏営業拠点、関西事務所などを効果的に活用しつつ、物産、観光など、三重の魅力を県内外に強く情報発信し、三重県の認知度向上に向けた営業戦略の構築について部局横断的に調査することを目的に設置され、特に、三重県営業本部の取組、三重県産品を売り込むための連携、ポスト御遷宮を見据えた三重の魅力発信について調査してまいりました。

本委員会では、設置以来8回の委員会を開催してまいりました。その中で、6月及び11月には執行部から、三重県営業本部における連携体制、三重テラスや関西事務所を活用した営業戦略、三重県フェアや観光キャンペーンにおける連携、みえフードイノベーションの取組や県産農林水産物の販路拡大、三重テラスにおける市町との連携状況等について調査し、委員間で議論を重ねるとともに、その間、10月には首都圏営業拠点経済効果指標検討会の座長を参考人として招致し、議論を深めたところです。

そして、これらも踏まえ、1月に県外調査を実施し、首都圏における三重

県の魅力発信や三重県産品を売り込むための取組、首都圏における自治体アンテナショップの実情の把握に努め、議論をさらに補強したところです。

以下、本委員会における調査の結果について申し上げます。

まず、本県の主要観光施設における県内の観光入り込み客については、ゴールデンウィーク期間中は前年比25.8%増加の約141万8000人、夏休み期間中の入り込み客数は24.3%増加の約608万1000人となりました。

また、年が変わった平成26年お正月三が日の入り込み客数でも前年比8.1%増加の約104万8000人と、依然好調な状況が続いています。

そして、何より神宮への参拝者は10月の時点で1000万人を超え、最終的には、三重県伊勢市の伊勢神宮内宮・外宮の2013年の参拝客数が過去最高の1420万4816人になるなど、当初の予想を大きく超えることとなりました。

改めて、神宮がその背後に息づく文化も含めて多くの人々を魅了する場所であるということを再認識するとともに、おもてなしの心を持ち、今日までの様々な努力、工夫が続けられてきた関係者の皆様にも深く敬意を表するところであります。

先ほども申し述べましたが、三重県が神宮式年遷宮、熊野古道世界遺産登録10周年などで国内外から大きな注目を集めるこの機会をチャンスと捉え、県では平成25年度からの3年間、県民の皆さんや市町、企業等と一体となった「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」をスタートさせています。

このキャンペーンは、三重の観光の、予感（旅への期待感）を醸成し、来訪者の方々の周遊性、滞在性を向上させ、魅力的な三重の旅を体感（滞在中の体験）いただき満足度を高め、再び三重を訪れたいという実感（後から湧き上がる感動）につなげていき、そのことにより、三重の魅力を深く理解していただく三重県観光の共感者（三重ファン、リピーター）を増加させ、神宮式年遷宮後も多くの観光客が継続的に訪れていただける魅力あふれた観光地を構築することを目指しているものです。

そして、官民の協働により、みえ旅パスポートの発給、みえ旅案内所やみ

え旅おもてなし施設の設置、県内を5地域に分けたエリアパンフレットの定期的な発行等、様々な取組が進められているところです。

そして、昨年9月28日には、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげていくため、東京日本橋に首都圏営業拠点三重テラスがオープンしましたし、関西圏においては、本年度から大阪事務所を関西事務所に改め、広く関西圏において営業活動を行うこととしたところです。

また、三重県フェアについても、首都圏のほか関西、中部圏においても実施されているところであり、この2月20日から23日にも、国内最大級のショッピングモールであるイオンタウン幕張新都心において、三重県フェアが実施されるとのことであります。三重テラスにおけるPRと相まって、首都圏の皆さんが三重県産品に関心を寄せていただく大きなきっかけになることを期待するものであります。

一方、農林水産物については、三重ブランド、みえセレクション等の県産品のブランド化を進めるとともに、本県の食の魅力を最大限に生かした商品やサービスを革新的に生み出すための仕組みとしてみえフードイノベーション・ネットワークを平成24年から立ち上げており、未利用資源等の付加価値化や地域資源の価値向上に取り組んでいるところです。

次に、本委員会でも実施した参考人からの意見聞き取り及び県外調査について、その内容を申し述べます。

参考人招致については、三重テラスの運営状況を的確に把握し、適正で効果的な運営を図るため設置された首都圏営業拠点経済効果指標検討会の座長においていただき、検討会における議論の概要や、特に大きな議論があった点についてお話しいたしました。

その中で、参考人からは、三重テラスの運営については、今後も継続的な改善とイノベーションを進めていくこと、まずはこの指標に基づいて三重テラスの活動を評価し、改善をもたらす努力を徹底していくこと、そして、三重テラスはあくまでも支店であり、本社である県が設置の精神を忘れずに、全県挙げた取組を徹底することなどの御意見をいただいたところです。

県外調査については、首都圏営業拠点三重テラスの取組状況について、連携の観点を中心に、これまでの取組の成果と課題、首都圏の方々の反応、今後の展開等を調査しました。日本橋かいわいで実施されるイベントにも積極的に参加するなど、日本橋に溶け込む努力をされているとの話もあり、今後も引き続き、人、地域のつながりを大切にする取組を進めていただきたいと考えております。

また、首都圏を中心としたアンテナショップの取組等については、最近の出店の動向や特色ある取組等を伺うとともに、アンテナショップの成功する要素は、立地がよい、情報発信が上手、魅力的な店舗であること、一方で、課題としては、出展にかかる費用対効果、マネジメント、地元へのフィードバックや他業種との連携等があるとの指摘をいただいたところであります。

そして、三重県フェアの実施については商品の選定から開催までの一連の取組経過や課題について伺い、三重県にはまだまだ掘り起こしがいいのある商品があること、その一方で、事業者も熱心なところから様子見まで千差万別であったこと、商品がどういう点が強みとなるかをしっかりと把握し説明できることが必要であること、農産物、水産物等については旬の時期も意識しながら売り込んでいく必要があることなどの意見をいただきました。

これら本委員会における調査結果を踏まえ、県当局に対し、三重を売り込むための施策について、大きく3点、意見を申し上げます。

1点目は、三重県営業本部の取組についてであります。

まず、全て取組の大前提となることですが、部局間での連携をしっかりとって進めていただくことを強く要望いたします。

三重県営業本部には多くの関係部局がありますが、それぞれがどのような企画をしているか、どのような商品の芽があるか、どのようなネットワークを持っているかなどについてしっかりと情報共有を図り、取組に生かしていくことが必要でありますし、県が一丸となって取り組んでいるという姿勢が見えてこそ、市町や事業者、県民の皆さんからの信頼も得られ、協働が進むものと考えます。

そして、市町や団体等との連携に当たっては、情報の共有等を丁寧に、積極的に行われるよう要望します。例えば、首都圏においてイベントやキャンペーンを企画する際、県と市町それぞれが個別に取組を進めると、効果を十分に生み出せなかったり、あるいは連携による相乗効果を得られなかったりするおそれもあります。

県として市町との丁寧な連携の推進に取り組まれるとともに、できる限り市町間の連携の橋渡し役となることにも期待するところであります。

三重テラスに関して設ける指標については常任委員会における議論に委ねられているものですが、量的な部分と質的な部分、両面からの分析をしっかりと行い、不断の改善につなげていくことを要望します。

さらに、各地で行った三重県フェア、三重テラスを起点とした様々な取組等の結果を十分に分析、共有し、次の取組へフィードバックしていくとともに、それらの場で培われてきたネットワークは大変貴重な財産であることから、これを最大限活用して、県単独ではなし得ない隅々まで情報を届けられるよう取組を進められることを要望します。

2点目は、三重県産品を売り込むための連携についてであります。

三重県産品を新たに県外に売り込むに当たっては、市町や事業者との連携が欠かせません。

事業者との連携の観点では、三重県から遠く離れた地域で三重県の産品を売り込む際、その地域でもともと手に入る商品と同じ土俵で勝負しては単なる価格競争に陥り、ほとんど効果が望めない可能性があります。

わざわざ三重県の産品を選んでいただく、求めていただくためには、ほかにはないものである、ほかよりよいものであるといった差別化が必要であり、同時に、その魅力を背景のストーリー等とともに十分外部に説明できることが必要となります。そのため、県としても積極的に、事業者、そして商品のブラッシュアップを支援されるよう要望します。

また、みえフードイノベーション・プロジェクト等で開発、発掘した地域資源を生かした商品の戦略的な活用はもちろんのこと、その過程で得られた

様々なノウハウ等については可能な範囲で共有するなど、三重県全体としての製品の掘り起こしにも注力されることを要望します。

また、三重県産品を売り出す際には、県外の方に紹介したい核となる商品、特に農林水産物の旬の時期に合わせた計画的なイベント展開を行い、三重県産品の魅力に触れていただく取組を計画的に進められることを要望します。

その際には、さきにも申し述べましたが、得られた成果や課題等の評価は早期に共有して、次の取組での改善につなげていくことが必要です。

3点目は、ポスト御遷宮を見据えた三重の魅力発信についてであります。

神宮式年遷宮のような一大イベントは日本全国を見回してもそうあるものではなく、やはり平成25年を中心として、三重県に寄せられた関心や報道等は特別なものであったと言えます。

平成26年以降は、これまで様々な場面で三重県が取り上げられてきた成果を十分に活用しつつ、積極的な三重県の魅力発信に取り組まれるよう要望します。

今年は神宮式年遷宮の翌年ということでおかげ年となりますし、熊野古道世界遺産登録から10周年を迎えるということで、奈良県、和歌山県との連携も重要になってきます。さらに、三重県生まれの俳聖、松尾芭蕉の生誕370年の節目の年にも当たっています。

これらを十分に生かし、御遷宮に合わせて三重県に既にいらした方も含め、三重に行ってみたいと思っていただくための取組を強力に進められることを要望します。

また、首都圏においても三重県に関連する取組は多数あることから、それら既存のネットワークや取組をフルに活用することが必要となります。特に、三重県で生まれた方、学校や仕事の関係で一時的にでも三重県に通った方や暮らしていた方、そういった方々が三重のことを思い、あるいは三重のことを周りの方に紹介できるような場として三重テラスを活用できるような方策も必要となります。

そして、三重テラスにおいては、商品説明の工夫や店員のスキルアップを

図っていくことに加え、地元をよく知る各観光協会等とも連携し、コアな部分も含めて三重県の深い情報を発信していくことも必要となります。

このような形で、三重テラスが、三重県の歴史や文化、あるいはふるさとを思う場としても活用できるよう要望いたします。

なお、本委員会としては、三重テラスがオープンしたということもあって首都圏を中心とした調査となり、関西方面の調査検討でもう一つ踏み込めなかった部分がありますが、今後、関西圏営業戦略（仮称）等を具現化していく中で関西圏における取組が促進されることを期待するものであります。

これら一連の取組は本県にとって非常に重要なものであることから、執行部におかれては、委員会での議論や意見等も踏まえて検討や取組を進め、議会にも適宜報告されるよう要望します。

以上、申し述べましたが、本県では平成26年度三重県経営方針（案）においても三重県のブランド力アップ Ver. 2 が三つの政策展開のポイントの一つとして挙げられているところであり、三重県観光キャンペーンも、ちょうど真ん中、2年目を迎えるということで、三重県を売り込むこの取組の重要性はいささかも変わるところはありません。

繰り返しになりますが、三重県の魅力を全国に発信していくためには、県だけでやれることには当然限界があります。

三重県にかかわりのある、あるいは三重県に愛着を持つ方々との連携をさらに密にされるよう要望いたしまして、本委員会の報告といたします。

○議長（山本 勝） 以上で特別委員長の報告を終わります。

## 特 別 委 員 会 の 廃 止

○議長（山本 勝） 日程第3、特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので廃止したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明18日から20日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明18日から20日までは休会とすることに決定いたしました。

2月21日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問並びに議案に関する質疑を行います。

## 散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時8分散会